

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する教育研究等の活動の指針

令和2年5月13日（令和4年5月19日変更）
信州大学新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は接触感染と飛沫感染であり、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、また、発症前2日の者や無症候の者からの感染も指摘されている。

感染が急速に拡大し、感染経路の不明な患者の増加した段階では、ハイリスクの屋内環境に限らず、全ての市民を対象として、人ととの接触を徹底して削減することを通してまん延防止を図ったが、感染防止の基本は、一人ひとりが、「三つの密」（密集、密接、密閉）を徹底的に避けるとともに、手洗いやマスクの着用、人と人の距離の確保などの行動変容を維持することにある。

新たな感染者数は限定的になったとしてもゼロにはならず、流行の再燃の恐れは否定できない。多くの学生教職員が集う教育機関として、構成員一人ひとりの行動変容を維持し得る環境を確保するため、本指針を定めるものである。

2. 基本的方針

- (1)風邪症状など体調不良が見られる学生教職員が外出しないこと
- (2)学生教職員が基本的な感染防止対策（①人との身体的距離（できるだけ2m、最低1m）、②マスク、③手洗いや手指消毒）を守って行動すること
- (3)上記(1)(2)が確保でき、かつ、人との接触機会を低減し、遮蔽なく対面せず、適切に換気、消毒するなど、「三つの密」を回避できる環境を維持すること
- (4)座席の特定や入退室の記録など、学生教職員の活動が把握できるようにすること
- (5)Web会議システム、VPN接続、オンラインストレージなどのリモートアクセスにより、在宅でできる活動は在宅で行うようにすること

3. 主な活動の指針について

- (1)教室等での講義、演習、実験、実習及び実技について（ネットワーク環境提供を含む）
 - ① 四方を空け（独立座席では1m以上）、真正面に対面しない席配置とする。座席を固定できない場合は、人の密集を避ける
 - ② 着席する座席を指定する。指定できない場合は、入退出時刻を記録する
 - ③ 入退室時に手指消毒又は石鹼による手洗いを徹底する

- ④ 余裕を持った入退室を周知するとともに、入退出時（入退出時の行列含む）等に人と人の十分な間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- ⑤ 建物内ではマスクを常時着用する
- ⑥ 可能であれば常時窓、扉を開放し、少なくとも 30 分おきに換気をする（数分間 2 方向）
- ⑦ 共有して使用する機器等（マイク、情報機器、テーブル等）は、使用者が使用前に都度消毒を行う。実験等においては手袋などで直に手が触れる箇所を減らす工夫をする
- ⑧ 多くの手が触れる場所（ドアノブ、手すり等）は毎日消毒する
- ⑨ 消毒作業の後は速やかに手指消毒又は石鹼による手洗いをする
- ⑩ 近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や、向かい合って大声で発声や歌唱したりする活動は、地域の感染状況、各団体が作成するガイドラインを踏まえ、十分な感染症対策を講じて実施する
- ⑪ 屋外での活動や運動は、移動や集合場所、更衣室等において人ととの十分な間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- ⑫ フィールドワーク等で宿泊（野営を含む）する場合は、個室（野営の場合は一人用テント）を利用する。個室利用ができない場合は、参加者が「3 回の新型コロナワクチン接種済み」であること、もしくは「3 日以内の PCR または抗原定量検査、1 日以内の抗原定性検査における陰性証明」があれば可とする。（※抗原検査キットを使用する場合は、政府承認済みのものに限る）
- ⑬ フィールドワーク等で宿泊（野営を含む）を伴う活動での食事は（5）食堂についてで示すガイドラインに従い、感染症対策を徹底する
- ⑭ 学外での活動に伴う移動は、マスクを常時着用し、会話は控える。可能な限り常時車内の空気を入れ替える。できない場合は 30～45 分ごとに停車し、車内の空気を入れ替える
- ⑮ 現場指導者の下で行う臨床・臨地の実習は、本学の指針を参考の上、当該指導者と協議により定めた方針に従って行う
- ⑯ ネットワーク環境の提供は、自宅等の通信量制限の厳しい者を優先に座席を指定し、ダウンロード等を計画的に行わせ、長時間の滞在とならないようにする

(2)研究室での研究、研究指導及び卒業研究について

- ① 在宅でできる活動は在宅で行うようにし、時差出勤、自転車通勤、ローテーション出勤などにより、人との接触機会を低減する
- ② 四方を空け（独立座席では 1m 以上）、真正面に対面しない席配置とする。対面を避け又は間隔を十分にとる余地がない場合は、パーテーション等で遮蔽する
- ③ 研究室への入退出時刻を記録する
- ④ 入退室時に手指消毒又は石鹼による手洗いを徹底する
- ⑤ 建物内ではマスクを常時着用する

- ⑥ 複数人でいる場合は、可能であれば常時窓、扉を開放し、少なくとも 30 分おきに換気をする（数分間 2 方向）。換気が十分にできない施設では原則会話を行わない
- ⑦ 共有した物（実験器具、情報機器等）や多くの手が触れる場所（テーブル、ドアノブ等）は、使用者が使用前に都度消毒を行う
- ⑧ 消毒作業の後は速やかに手指消毒又は石鹼による手洗いをする
- ⑨ 事業者との共同研究は、本学の指針を参考の上、当該事業者と協議により定めた方針に従って行う

(3)事務室での業務について

- ① 在宅でできる活動は在宅で行うようにし、時差出勤、自転車通勤、ローテーション出勤などにより、人との接触機会を低減する
- ② 四方を空け（独立座席では 1m 以上）、真正面に対面しない席配置とする。対面を避け又は間隔を十分にとる余地がない場合は、パーテーション等で遮蔽する
- ③ 窓口業務はメール等に切り替えつつ、人と人が対面する場所は、アクリル板、ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ④ 業務を行う者の入退出時刻を記録する
- ⑤ 入退室時に手指消毒又は石鹼による手洗いを徹底する
- ⑥ 建物内ではマスクを常時着用する
- ⑦ 可能であれば常時窓、扉を開放し、少なくとも 30 分おきに換気をする（数分間 2 方向）。
- ⑧ 共有した物（情報機器等）や多くの手が触れる場所（テーブル、ドアノブ等）は、使用者が使用前に都度消毒を行う
- ⑨ 消毒作業の後は速やかに手指消毒又は石鹼による手洗いをする

(4)図書館などの共用施設の業務について

- ① 四方を空け（独立座席では 1m 以上）、真正面に対面しない席配置とする。対面の座席の間は、パーテーション等で遮蔽する
- ② 利用者の滞在時間を可能な限り短くするとともに、密集にならないよう入場者の制限をする
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ④ 入退室時に手指消毒又は石鹼による手洗いを徹底する
- ⑤ 建物内ではマスクを常時着用する
- ⑥ 可能であれば常時窓、扉を開放し、少なくとも 30 分おきに換気をする（数分間 2 方向）
- ⑦ 共有して使用する機器等（情報機器、テーブル等）は、使用者が使用前に都度消毒を行う。
- ⑧ 多くの手が触れる場所（ドアノブ、手すり等）は毎日消毒する

⑨ 消毒作業の後は速やかに手指消毒又は石鹼による手洗いをする

(5)食堂について

- ① テーブル間はパーテーション等で遮蔽するか 1m 以上の間隔を空けて座れる配置とする
- ② テーブル席は、真正面に対面しない席配置とするか、パーテーション等で遮蔽する
- ③ カウンター席は、密着しないように適度なスペース（できるだけ 1m）を空けるか、隣席との間をパーテーション等で遮蔽する
- ④ 利用者の滞在時間を可能な限り短くするとともに、密集にならないよう入場者の制限をする
- ⑤ 人と人が対面する場所は、アクリル板、ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ⑥ 入退室時及びキャッシュでの会計後に手指消毒又は石鹼による手洗いを徹底する
- ⑦ 食事をするとき以外、建物内ではマスクを常時着用する
- ⑧ 可能であれば常時窓、扉を開放し、少なくとも 30 分おきに換気をする（数分間 2 方向）
- ⑨ 共有した物や多くの手が触れる場所（ドアノブ等）は定期的に消毒する
- ⑩ テーブル、椅子等は利用者の入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に消毒する
- ⑪ 消毒作業の後は速やかに手指消毒又は石鹼による手洗いをする

附 則

1. 本指針は、令和 2 年 9 月 30 日までに、行政や関係団体の動向、他大学等の状況、地域の感染状況等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。